

# ロシアにおける特許および実用新案 登録を受けることができる発明とで きない発明



黒瀬 IP マネジメント

黒瀬雅志 (Masashi Kurose)  
黒瀬 IP マネジメント代表 弁理士

一橋大学大学院(法学研究科ビジネスロー専攻)非常勤講師。中国、ASEAN、ロシアなど新興国における知的財産紛争に関し、日本企業への法的アドバイスを行っている。ロシアに関しては、「ロシア知的財産制度と実務」(編著:産業調査会)、「ロシアにおける知財リスク」(知財研フォーラム)などの著書がある。

ロシアにおいて、特許および実用新案の保護については、ロシア民法典第4部の第72章に規定されている。

第72章において、不特許事由に該当する客体は、以下の3つのカテゴリーに分けて示されている。

## A. 特許を受けることができない客体 (民法 1349 条 4 項)

- (1) ヒトのクローン化方法
- (2) ヒトの胚細胞株の遺伝的完全性の組み換え方法
- (3) 工業目的および商業目的でのヒトの胚の使用
- (4) 科学および技術的分野における知的活動の成果であって、公共の利益、人間性および倫理性の原則に反するもの

## B. 発明に該当しない客体 (民法 1350 条 5 項)

- (5) 発見
- (6) 科学的理論および数学的方法
- (7) もっぱら製品の外観に関する提案で、審美的要求を満たすことを意図したもの
- (8) ゲームおよび知的活動または経済活動に係る規則および方法
- (9) コンピュータプログラム
- (10) 情報の提示にのみに関するアイデア

### C. 発明として保護しない客体（民法 1350 条 6 項）

(11) 植物品種、動物品種およびそれらを生産するための生物学的方法、すなわち異種交配および選択から全部構成される方法

(12) 集積回路の配置設計（回路配置）

これらの規定は、実用新案出願にも適用され、これらの規定に列挙されている客体は実用新案登録を受けることができない（民法 1350 条 5 項、6 項）。

不特許事由の審査の仕方については、「特許審査ガイダンス」の第 3 部 3 節に詳細に解説されている<sup>1</sup>。

以下、「特許審査ガイダンス」を参考に、各客体について解説する。

#### 1. ヒトのクローン化方法(民法 1349 条 4 項)

特許の対象とならない、ヒトのクローン化方法には、同一の核遺伝子情報を備えたヒトを産生するよう設計された胚分離法を含むすべての方法が該当する。ヒトのクローン化方法は特許の対象とならないが、ヒト細胞および組織のクローニング方法は特許の対象となる。

また、工業目的および商業目的でのヒトの胚の使用は、特許の対象とならない。

#### 2. 公共の利益、人間性および倫理性の原則に反するもの(民法 1349 条 4 項)

どのようなものが、「公共の利益、人間性および倫理性の原則に反するもの」に該当するか否かについては、以下のようなことが考慮される。

<sup>1</sup> <https://new.fips.ru/to-applicants/inventions/rukovodstvo-po-ekspertize-zayavok-na-izobreteniya-ch-3-3.php>

現在のロシアの社会において広く取り入れられている考え方を基準に考慮されるが、パリ条約 4 条の 4 に規定されているように、ロシア国内法上の制限を受けることを理由としてはならない。

「公共の利益」、「人間性」、「倫理性」などの理由で特許出願を拒絶する場合には、哲学、社会学、倫理学の文献なども用いて、その根拠を示さなければならぬ。また、当該特許出願について特許を付与した場合における、公衆の否定的な反応も予測しなければならない。

例えば、動物の遺伝的同一性を変更する方法に関する技術は、人間あるいは動物の治療技術の向上につながるかもしれないが、「倫理性」の原則に反するものであり、特許を付与すべきではない。

「公共の利益」、「人間性」、「倫理性」などの理由は、それぞれ独立して判断され、例えその一つでも該当する場合には、特許は付与されない。また、従属項に記載されている場合には、その従属項は拒絶される。

### 3. 技術的解決を開示していないものは発明とみなされない（民法 1350 条 5 項）

知られていない自然現象の解明のような「発見」、一つの現象が生じることの科学的解説のような「科学的理論」は、新たな発明を生み出す可能性があるが、それ自体は技術的解決を提供したものではなく、発明とはみなされない。

例えば、特定のウイルスにより癌が発生することを見出した場合、そのこと自体は「発見」であり発明ではなく、その発見に基づき癌の治療手段を開発した場合に、その治療手段は発明となる。

「数学的方法」のみでは発明とはならないが、それをコンピュータメモリに入力することにより技術的解決を提供した場合には、コンピュータメモリと共に用いることにより発明の対象となる。

「審美的な要求を満たすことを意図した製品の外観」自体は発明の対象とはならず、意匠特許として保護されるものである。

「ゲームのルール、方法」自体は発明とはならないが、ゲームが、ある技術的解決手段に起因して有利な効果が生ずるような場合には、ゲームで用いられる技術的解決手段は発明の対象となる可能性がある。

「知的活動または経済活動に係る規則および方法」に関しても、技術的解決ではないとして発明の対象とならない。例えば、社内規則を変更し、取引の手順を改良することにより、利益率の向上を図ったようなビジネス方法、あるいは医師と治療機関が共同し、患者の健康状態を効果的に観察し、治療効果を向上させる方法なども、技術的解決とはならず、発明の対象とはならない。

例えば単なる列車の発着時刻を示すもの、喫煙の健康被害について数字を用いて示したものなどは、「情報の提示のみに関するアイデア」であり、発明とはならない。しかしながら、情報の提示方法を工夫することにより、情報の確認が容易になるなどの技術的効果が得られる場合には発明の対象となる。

#### 4. コンピュータプログラム(民法 1350 条 5 項)

民法第 1261 条において、コンピュータプログラムは、「有形的形式で表現され、特定の結果を得ることを目的として 1 個のコンピュータまたはその他のコンピュータ装置を機能させることを意図した指令およびデータの総体（コンピュータプログラムの開発過程で作成された予備的材料および当該コンピュータプログラムにより生じた視聴覚的表現を含む）」と定義されている。

コンピュータプログラム自体は、特許として保護される発明とはならず、ロシアにおいては著作権により保護される（民法 1259 条）。ただし、コンピュータプログラムを実行する装置（例えば、コンピュータプロセッサ）、コンピュータプログラムを記憶する記録媒体などは特許の保護対象となる。

#### 5. 他の法律により保護される対象（民法 1350 条 6 項）

「植物品種、動物品種およびそれらを生産するための生物学的方法」は、発明として保護されないが、民法典第 4 部第 73 章（新品種の保護）に規定された法律により保護される対象となる。

しかしながら、異種交配および選択から全部構成される方法ではない方法、例えば特定の技術的手段を用いて発育が良いという効果をもたらす植物の育成方法、あるいは、特定の技術的手段を用いてミルクの増産となる効果をもたらす家畜の飼育方法などは、発明の対象となる。

また、「微生物学的方法および微生物学的方法により作られた製品」については発明として保護される対象となる。

微生物学的方法を用いて微生物学的製品を作る方法、微生物自体を再生産する方法などは発明となる。また、発明の対象となる微生物学的方法に関しては、広義に解釈され、遺伝子工学を用いて製品を作ることも含まれる。

「集積回路の配置設計（回路配置）」は、民法典第4部第74章（集積回路の配置設計）に規定された法律で保護される。しかしながら、集積回路の配置設計は技術的解決を伴うものであるため、クレームの記載を工夫することにより特許として保護される発明の対象にもなり得る。

## ソース

- ・ロシア民法典第4部

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/russia-minpou\\_no4.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/russia-minpou_no4.pdf)

- ・特許審査ガイダンス（ロシア語）

<https://new.fips.ru/to-applicants/inventions/rukovodstvo-po-ekspertize-zayavok-na-izobreteniya-ch-3-3.php>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）